

高松市・香川町合併協議会会議録  
第 1 0 回 会 議

平成 1 6 年 1 0 月 1 日 ( 金 )

高松市・香川町合併協議会

# 高松市・香川町合併協議会会議録

## 第10回会議

### 1 日時

平成16年10月1日(金)午後2時開会・午後3時30分閉会

### 2 場所

香川町農村環境改善センター 2階 大ホール

### 3 出席委員 20人

会長	増田昌三	委員	三笠輝彦
副会長	岡弘司	委員	森谷芳子
委員	井竿辰夫	委員	溝淵敬
委員	松本吉弘	委員	初瀬恭次郎
委員	谷本繁男	委員	富田道教
委員	御厩武史	委員	大塚茂樹
委員	大橋光政	委員	井原健雄
委員	北中ヤエ子	委員	中原弘
委員	梶村傳	委員	長尾光喜
委員	大浦澄子	委員	山本宏美

### 4 欠席委員 3人

委員	鎌田郁雄	委員	西川勝秀
委員	千葉規美子		

### 5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	二川幹生
副幹事長	松本吉弘(委員兼務)	幹事	妹尾長
幹事	熊野實	幹事	三好和則
幹事	横田淳一		

6 幹事会部会委員 14人

総務部会委員	小山正伸	健康福祉部会長	岡内須美子
総務部会委員	石垣佳邦	健康福祉部会委員	藤田孝
企画財政部会委員	草薙功三	健康福祉部会委員	豊嶋政俊
企画財政部会委員	高橋公一	健康福祉部会委員	池内保
企画財政部会委員	綾田保弘	健康福祉部会委員	鈴野博
企画財政部会委員	須和建一	健康福祉部会委員	有馬政昭
企画財政部会委員	大西道久	健康福祉部会委員	小比賀勝博

7 事務局

事務局長	林昇	総務班 兼調整班	安西正門
事務局次長	加藤昭彦	総務班 兼調整班	森田大介
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福井隆	調整班長	清谷文孝
総務班長 兼調整班兼計画班	澤田敏男	調整班 兼計画班	諏訪真史

## 会 議 次 第

1 開会

2 新委員の紹介

3 会議録署名委員の指名

4 議事

(1) 協議事項

協議第15号 条例・規則等の取扱い(協定項目第14号)について

(第9回会議提案:継続協議)

協議第16号 生活保護事業(協定項目第24-8号)について

(第9回会議提案:継続協議)

協議第17号 地方税の取扱い(協定項目第9号)について

協議第18号 電算システム事業(協定項目第24-2号)について

協議第19号 病院事業(協定項目第24-12号)について

5 その他

(1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

(2) 高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

6 閉会

午後 2時00分 開会

#### 会議次第1 開会

議長（増田会長） お待たせをいたしました。

ただいまから高松市・香川町合併協議会第10回会議を開会させていただきます。

皆様方には、本日、何かと御多忙の中を御出席いただき、まことにありがとうございます。

この場をおかりして、一言、御礼を申し上げたいと存じます。

去る8月末襲来いたしました台風16号に伴う高潮災害、高松市に大きな被害をもたらしましたが、その際、香川町御当局初め、関係各位からの温かい御支援、御協力をいただきました。改めて厚く御礼を申し上げる次第でございます。

おかげをもちまして、市民生活もだんだんと平常に戻りつつございますが、本市といたしましては、今後とも高潮対策初め、災害対応に全力を挙げていかなければならないと決意を新たにしておりますので、皆様方におかれましても、一層の御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

本当にありがとうございました。

#### 会議次第2 新委員の紹介

議長（増田会長） それでは、これより会議に入らせていただきますが、会議に入る前に、委員の異動がございましたので、御報告かたがた御紹介を申し上げます。

お手元の高松市・香川町合併協議会委員等名簿に基づきまして、御紹介をさせていただきます。

9月26日付で高松市助役の井竿辰夫氏が合併協議会規約に規定されております1市1町の助役としての委員に就任されておりますので、御紹介申し上げます。

井竿委員 高松市の助役の井竿でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（増田会長） それでは、これより会議に入ります。

#### 会議次第3 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議次第の3会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、大橋光政委員さんと山本宏美委員さんのお二人を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 会議次第4 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の4議事に入ります。

会議次第4 （1）協議事項

議長（増田会長） まず、（1）の協議事項ですが、初めに協議第15号条例・規則等の取扱い（協定項目第14号）についてを議題といたします。

なお、協議第15号及び協議第16号につきましては、前回、第9回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

それでは、改めて協議第15号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第15号条例・規則等の取扱いについて、提案内容を御説明申し上げます。

会議資料の1ページをお開き願います。

会議資料の1ページの中ほど、枠で囲った部分でございます。

提案内容でございますが、「条例・規則等については、高松市の条例・規則等を適用する。ただし、行政制度等の調整結果を踏まえ、条例・規則等の制定、一部改正等を行うものとする。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略いたします。

以上でございます。よろしく願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第15号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第15号についてお諮りいたします。

協議第15号については、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第15号につきましては原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第16号生活保護事業（協定項目第24-8号）についてを議題といたします。

提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、資料の４ページをお開き願います。

協議第１６号生活保護事業についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどにございますように、「生活保護事業については、高松市の制度に統一する。」というものでございます。

なお、具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしましたので、本日は説明を省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第１６号について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第１６号についてお諮りをいたします。

協議第１６号について、原案のとおり確認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議ございませんので、協議第１６号については原案どおりとすることを確認いたします。

次に、協議第１７号地方税の取扱い（協定項目第９号）についてを議題といたします。

なお、これからの協議第１７号から第１９号につきましては、会議規程に基づき、本日の会議では提案及び協議事項についての説明、質疑等を行い、次回、第１１回会議で改めて質疑、協議等を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、協議第１７号について、提案内容を事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは御説明いたします。

資料の７ページをお開き願います。

協議第１７号地方税の取扱いについてでございます。

この地方税の取扱いにつきましては、高松市及び香川町に関係いたします、それぞれの市町村税を、合併後にどのように取り扱うかを定めるものでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、この調整内容につきまして、別とじの附属資料で御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の７ページをお開き願います。

附属資料の7ページでございます。「地方税の取扱いについて」に関する資料でございます。9項目でございます。

合併特例法では、合併関係市町相互の間で、地方税の税率が異なることなどにより、合併後、直ちに、合併市町の全区域にわたって均一の課税をすることが、かえって住民の負担にとって、均衡を欠くことになると認められる場合には、合併が行われた年度及びこれに続く5年度に限って課税をしないこと、または不均一の課税をすることができる旨、定められておるものでございます。

この協議第17号につきましては、このような規定を踏まえ、税が住民に負担を求めるものであることを勘案して、急激な変化を来さないよう配慮して調整をしたものでございますが、不均一課税などの経過措置を設けるに当たっての基本的な考え方といたしまして、税率の変更の場合は3年間の経過措置を設け、また、新たに課税することになる税目につきましては、合併特例法の規定を最大限活用いたしまして、5年間の経過措置を設けたものでございます。

それでは説明を申し上げます。

次の8ページをごらんいただきたいと存じます。

初めに、個人市・町民税でございます。

現況でございますが、1の納税義務者、2の均等割の税率、3の所得割及び4の申告書提出期限につきましては、市町とも同じでございますが、2の均等割の非課税基準及び5の納期において市町間で違いがございます。

まず、2の均等割の非課税基準でございますが、資料には積算方法を記載しておりますが、例えば夫婦2人と子供1人の標準的な世帯で計算をいたしますと、高松市が114万3,000円、香川町は101万6,000円となります。

この非課税基準につきましては、高松市の制度に統一いたしますと、香川町の住民の負担の軽減となるものでございます。

また、5の納期につきましては、第1期から第3期までは同じでございますが、第4期の納期につきましては、高松市が12月1日から12月31日までとなっておりますのに対し、香川町では1月1日から1月31日までとなっております、違いがございます。

これらの相違点の調整といたしまして、合併年度から高松市の制度に統一いたしますと、納付に関して混乱を招くおそれがあることから、ページ右側の一番下の枠の中に記載しておりますように、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、均

等割の非課税基準及び納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたものでございます。

続きまして、9ページをお開き願います。

法人市・町民税でございます。

この法人市・町民税につきましては、2の税率において差異がございます。

高松市では、均等割及び法人税割ともに標準税率の1.2倍までの制限税率を適用しているのに対しまして、香川町では均等割及び法人税割とも標準税率を適用いたしております。

この法人市・町民税の調整に当たりましては、税率が異なっておりますので、合併特例法に規定されております不均一課税を適用し、ページ右下の調整案にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと存じます。

固定資産税でございます。

この固定資産税につきましては、1の納税義務者から5の評価方法まで同じでございますが、6の納期につきましては、第1期の納期が、高松市では4月1日から4月30日までとなっているのに対しまして、香川町では5月1日から5月31日までとなっており、市町間で違いがございます。

この相違点の調整といたしまして、合併年度から高松市の制度に統一いたしますと、納付に関して混乱を招くおそれがあることから、ページ右側の一番下の調整案にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、11ページをお開き願います。

軽自動車税でございます。

この軽自動車税につきましては、2の税率と4の納期で市町間に差異がございます。

まず、2の税率でございますが、高松市では50CC以下の原動機付自転車及びミニカーについては、標準税率を適用いたしておりますが、その他の車種につきましては、制限税率が適用されております。一方、香川町では、すべての車種について標準税率を適用いたしております。

また、4の納期については、高松市が5月1日から5月31日まで、香川町が4月1日

から4月30日までとなっております。

調整案でございますが、税率及び納期が異なっておりますことから、これまでの税目と同様に、調整案の欄でございますとあり、「高松市の制度に統一する。ただし、税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、12ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町たばこ税でございますが、両市町とも同じ内容でございます、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、13ページをお開き願います。

特別土地保有税でございますが、この特別土地保有税につきましても、両市町とも同じ内容でございます、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

なお、13ページの現況欄の一番下の参考として記載しておりますように、この特別土地保有税につきましても、平成15年度の税制改正によりまして15年度以降保有分及び取得分とも新たな課税は実施しないこととされておりますが、ただし書きにございますように、今回の課税凍結に伴い、現在、非課税、特例譲渡または免除土地予定地として徴収猶予中の納税義務者については、課税が免除されませんので、課税が発生する場合も想定されるものでございます。

続きまして、14ページをごらんいただきたいと存じます。

入湯税でございます。

この入湯税につきましても、2の税率において違いがございます、高松市では入湯客1人1日につき150円の標準税率となっておりますが、香川町では100円となっております。

この入湯税の調整案でございますが、税率が異なっておりますので、これまでの調整案と同様に、右下の調整案に記載しておりますとあり、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」としたところでございます。

続きまして、15ページをお開き願いたいと存じます。

事業所税について御説明いたします。

この事業所税につきましては、人口30万人以上の市等において課税されるものでございまして、現在、香川県内におきましては、高松市だけが課税しているものでございます。

この事業所税の調整でございますが、香川町におきましては、全く新たな税目となりますことから、合併特例法の規定を最大限活用した激変緩和の措置を適用いたしまして、調整案の欄にございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。」としたところでございます。

次に、16ページをごらんいただきたいと存じます。

16ページは納税関係でございます。

この納税関係では、1の納期前納付に対する報奨金、2の口座振替制度及び3の滞納処分の3つの項目が挙げられておりますが、1の納期前納付に対する報奨金及び3の滞納処分におきまして、両市町で差異がございます。

まず、1の納期前納付に対する報奨金でございますが、資料には16年度の現況を記載しておりますが、高松市におきましては、高松市の欄の最後に印で記載しておりますように、平成17年度から納期前納付に対する報奨金の制度を廃止することとなっております。

また、3の滞納処分につきましては、高松市は市において実施いたしておりますが、香川町では、徴収困難なものは木田香川滞納整理組合に委託をいたしております。

これら相違点を踏まえた対応策でございますが、ページ右側の中ほどにございますように、合併特例法に規定されております激変緩和措置を適用し、固定資産税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。住民税に係る報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から廃止するといったしております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香川町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

これによりまして、香川町地域に係る報奨金につきましては、合併年度は納期前に納付した税額の100分の1などの現行の香川町の制度が適用されますが、合併年度の翌年度からは、住民税に係る報奨金は廃止し、固定資産税に関する報奨金については、合併年度

の翌年度から3年度に限り、納期前に納付した税額の100分の0.5などの現行の高松市の制度が適用されることとなります。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の7ページをお開き願いたいと存じます。

会議資料7ページでございます。ただいま附属資料で御説明をいたしました調整結果に基づき提案内容でございますが、7ページの枠の中に記載しておりますように、「地方税の取扱いについては、高松市の制度に統一するものとする。ただし、1の香川町に係る法人市・町民税、軽自動車税、入湯税及び事業所税については、市町村の合併の特例に関する法律第10条第1項の規定に基づき、次のとおり取り扱うものとする。」まず、でございますが、「法人市・町民税の均等割及び法人税割の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。」といたしまして、「軽自動車税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り不均一課税を実施する。入湯税の税率については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、不均一課税を実施する。事業所税については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、課税を免除する。」次に、2でございますが、「香川町に係る個人市・町民税の均等割の非課税基準並びに個人市・町民税、固定資産税及び軽自動車税の納期については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」3として、「香川町に係る納期前納付に対する報奨金については、合併年度は現行のとおりとし、固定資産税に係る報奨金については、合併年度の翌年度から3年度に限り、廃止前の高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

なお、参考資料といたしまして、次の8ページから10ページにかけては、地方税の概要を掲載いたしております。また、その後の11ページには、市町村の合併の特例に関する法律の中の地方税の特例に関する条文の抜粋を掲載いたしております。

本日は説明を省略させていただきます。後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、12ページをお開き願いたいと存じます。

12ページには、地方税の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、平成11年4月1日以降に編入合併をいたしました10市の状況を記載いたしております。10市のうち8市で不均一課税を行っておりまして、不均一課税の期間は、合併年度のみが2市、合併年度プラス3年度が4市、合併年度プラス5年度が1市、その他が1市となっております。資料には、そのうちの4市の事例を記載いたしております。

また、次の13ページには、同じく地方税の取扱いについての先進地域の事例といたしまして、法定の合併協議会を設置し、現在、合併協議が進められております中核市の事例を記載いたしております。

以上が協議第17号地方税の取扱いについての説明でございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第17号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

初瀬委員 香川町の初瀬でございます。

このたびは、高松市さんにおかれましては、大変な高潮被害、心からお見舞いを申し上げたいと思います。

香川町も及ばずながら、微力ではございましたけれども、応援に行かさせていただきましてけれども、何らお役に立たなかったかと思うんでございますけれども、あらかじめ御了承いただきたいと思います。

実は、今、税の取扱いについて、御説明いただきましたんでございますが、先ほどちょっと、この表の附属資料の15ページのところを見させていただきますと、事業所税でございますが、いわゆる高松市にかかっておる事業所税、いわゆる資産割、従業者割、これらの事業所税が今までなかった。香川町だけを申しますと、ちょっとあれですから、6町連帯でお話をさせていただきたいと思っておりますんですけども、これ、今までこの6町になかった、いわゆる事業所税が、全部各町にある、これに該当する事業所に事業所税がかかってくるということになると、非常にその事業所においては負担になるかと思えます。

そして、この欄だけで、ちょっと不明確な点をお尋ねさせていただきたいんですが、例えば、高松の本店が免税店であって、6町の出先の合計で課税標準になる場合は、これは高松の本店を合わせて、統合した本支店の全部の、いわゆる床面積にかかってくるもんかどうかをお尋ねします。

次に、反対で、高松の本店が、課税標準の1,000平米をクリアしておりまして、6町それぞれが支店とか支所とかいろいろ、大きな事業所のあるのが1,000平米以下である場合は、これは全部プラスをして、それに全額にかかってくるもんかどうか。

それともう一つ、建物が賃貸で、その事業所が、いわゆる使用をしておるときが、これは使用者側にかかるもんか、賃貸をしておる家主さんにかかるもんか、そこらをお尋ねし

たいと思います。

それと、自社の建物もあるし、賃貸の建物もあると、これを両方合わせたら1,000平米以上になるけれども、反対に、これを分離したら1,000平米以下になる場合はどうなるかと、こういうようなことは、ちょっと、この表だけでは不明確なので、お尋ねをいたしたいと思います。

次に、従業者割でございますけれども、資産割の論法と同じでございますして、本店、6町それぞれの出先機関の従業員数が100人以上の場合には課税になるのか、それとも本店が100人以下で、6町合わせて100人以上になるような場合はどうなるのかというようにございませう。

それと、パートさんの従業員が、このごろ非常に多いと思いますけれども、パートさんの従業員はどうなるのか、こういう点をちょっと、はっきりさせていただきたいと。

それで、私が申し上げたいのは、高松の法人で、事業所税の課税を免れるために、事業所税のない、我々の6町の町に工場を持ってきたり、また、本社登記をこの6町に持ってきている法人は、相当数あるかと思うんでございませう。それで、これらの法人には、5年間の激変緩和措置が講ぜられるものの、5年という月日はすぐたつのではないかと、そして5年を経過した後に、いわゆる事業所税のかからない町に逃げられるというような、おそれもあるんじゃないかと私どもは憂慮するわけでございませう。

それともう一つ、これらのいわゆる事業所税について、この事業者の方々に十分説明をして、合併したならばバラ色ばかりではないですよと、皆さん方にはこれだけの税負担が加算されますよ、というようなことも、言いにくいでしょうけれども十分周知しなければ、私は、これはいけないのではないかと、これは市町のそれぞれの義務ではないかと、このように思います。

この大事なところをばかして、それで合併したんでは、後になって、また事業所の方の事業所税の徴収に非常に困難を来すというようなことも起こり得るのではないかと、このように思うわけでございませうが、そこら、事務局の方で、どのようにお考えになっておられるか、先ほどの資産割、従業者割、それと今の周知方法とを御意見を承りたいと思ひます。

以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答えする前に、メリット、デメリット、合併の……、いよいよ税の方へ入ってきましたけれども、どの程度あるのか、これもはっきりささない

かんと思います。今、デメリットの方ばかり言われましたけども、メリットも相当ありますから、そのメリットもあわせて、皆さんに周知せないかんと思っただけですが、私も最初に、何かのときに言ったと思いますけれども、例えば、この程度の税収が高くなるのは、水道料と比較したら、ほとんどなくなるんじゃないかというようなことを何かの例で言ったことがありますけど、今、言ったように、企業でも水道をたくさん使ったところだったら、むしろメリットの方が多いんじゃないかと思いますが、そういうように、いろいろ個々の企業によっても違いますから、メリットがあるとかデメリットがあるとかという、どれをとっていかね。全部いうたら、またなかなか難しいし、今言うように、企業の形態によっても違うわけですから、余りメリット、デメリット、都合のいい言い方は、私はすべきでないと思いますんで、私どもはメリットばかりを言うということはしませんから、あえて実態を知ってもらおうということは必要ですけども、十分知ってもらえども、我々はやっぱり、それを虚心坦懐に、市民、町民の皆さんに見てもらおうということが、私は一番大事じゃないかなということを、ちょっと蛇足ですけど、先に言わせてもらいましたけども。

事業所税については、どうぞ。

草薙企画財政部会委員 高松市税務長をしております草薙と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

今、本当たくさんの御質問をいただきまして、もしお答え漏れがありましたら、また後ほど御指摘をいただきたいと存じます。

まず、事業所税でございますけども、事業所税といいますのは、都市環境整備、これに充てる費用ということで、法定の目的税に分類されるものでございます。人口30万以上の都市で、政令で指定する市と、これが課税するものとされておるものでございます。

ちなみに、現在の高松市の事業所税でございますが、納税義務者が約800事業所、税の総額で申し上げましたら、16億円余りでございます。

ちなみに、固定資産税の償却資産の税額は、全体で30億円程度でございますんで、この半分強という、これが全体の概要でございます。

そこで、この事業所税が、基本的には1,000平米以上、従業員が100名以上ということでございますが、その行政区域内にあるものすべて、これ合算されるものでございます。ですから、高松市にある事業所が仮に800平米、香川町さんにおありの事業所が300平米、そこで初めて1,100平米になりますんで課税になるということでござい

ます。

それから、建物関係で賃貸、これは除外をされます。

それから、従業員でございますけども、御質問のパートの従業者、これは除かれます。ですから、いわゆる正規の社員と申しますか、そういう方が対象になるものでございます。

それから、御指摘のありました、高松にあれば事業所税がかからないから周辺へと、そんな御意見あったと思いますけども、確かに事業所税というのは、できれば払いたくないというのも、それはあろうかと思えますけども、やはり香川町さんの方にお越しの事業者というのは、むしろ事業所税よりも、やはり、ある程度の用地が確保できる、いろんな立地の条件がよくて、こちらの方に立地をされてるものでないかなというふうに私は受けとめております。

それから、この税は、香川町さんにとりましては新たに課税となるものでございます。そこで、関係する事業者に対しましては、当然のことながら事前の周知を徹底してまいりたいというふうに存じております。

ただ一つ、合併をしまして支店なんかが香川町におありの場合、事業所税は確かにその面積あるいは人数も加算されるわけでございますけども、一方で法人市民税の均等割というのがございます。これにつきましては、その行政区域内でダブルで納める必要はございませんので、支店あるいはそういうものがあるところにつきましては、そちらの方でむしろプラスになるのではないかなというふうに考えております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

初瀬委員 ありがとうございます。

今の中で、建物が賃貸のときは除外と、こういうことでございましたが、それじゃあ持ち主の方には、1,000平米以上あってそれを賃貸しておるとき、その家主さんの方にかかるんでございますか。

草薙企画財政部会委員 事業として用いておるものでございませぬので、それは今はかからないというふうに……。

初瀬委員 そしたら、家主さんの方は事業じゃないと、こういうことで解釈……。

草薙企画財政部会委員 はい、そうです。固定資産税は当然かかりますけども。

初瀬委員 はい、わかりました。以上です。終わります。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第17号につきましては、先ほども申し上げましたように、次回、第11回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、協議第18号電算システム事業（協定項目第24-2号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の14ページをお開き願います。

協議第18号電算システム事業についてでございます。

提案内容を御説明させていただく前に、調整内容につきまして附属資料の方で御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、附属資料の17ページをお開き願います。

附属資料17ページでございます。「電算システム事業について」に関する資料でございまして、2項目でございます。

次の18ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、システムの種類でございますが、高松市におきましては、職員が使用しておりますパソコンのOAソフトウェアの利用によるシステムを除き、資料に記載のとおり、人事管理システムから会議録の検索システムまで、全部で56のシステムが稼働いたしております。いずれも機器等を高松市役所の庁舎内に設置し、運用管理を行っております。このうち、システム名の最後に 印をつけているシステムについては、業務の主管部門が独自に導入をいたしておるものでございます。

一方、香川町でございますが、財務会計システムからホームページメンテナンスシステムまで全部で37のシステムが稼働いたしております。システム名の最後に 印をつけているシステムにつきましては、高松市と同様に業務主管部門が独自に導入しているものでございます。

なお、香川町のシステムのうち、上から4行目右側の戸籍電算総合システムと、18行目、中ほどから少し下になりますが、地域福祉カードシステムにつきましては、現在のところ高松市側に対応するシステムがございません。

これらの問題点、課題でございますが、ページ右上に記載のとおり、電算システムにつ

きましては、各種の事務事業の統合協議により、システムの改修が必要となること。また高松市のシステムと香川町の対応するシステムとの間に互換性がないこと。戸籍電算総合システム等、香川町のシステムで高松市側に対応するシステムがないものがあること、の3点が挙げられます。

対応策でございますが、その下に記載のとおり、各種事務事業の統合協議内容に合わせ、必要なシステム改修を行うこと。香川町のシステムが保有しているデータを高松市側のシステムに取り込めるよう変換すること。香川町のシステムのうち高松市に対応するシステムがないものは、必要な改修を加え使用する中で、今後の活用について検討すること。当初からの統合を必要としないものについては運用面に対応する、というものでございます。

これらの対応策を踏まえた調整案でございますが、「高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用する。」としたところでございます。

続きまして、19ページをお開き願います。

庁内LANの状況でございます。

まず、現況でございますが、1の接続拠点でございますように、現在、高松市と香川町では、いずれも庁内LANを整備いたしてありまして、それぞれ、ごく一部の例外を除いて、本庁舎と出先施設の間を接続いたしてあります。また、インターネットを初め、同様な外部への接続を行っております。

次に、2の庁内LANにおいて、住民情報を扱うネットワークと内部管理情報等を扱うネットワークを分割しているかどうかでございますが、高松市では、これらを分割せず一つのLANで両方を扱っておりますが、香川町では分割いたしてあります。

これらの問題点、課題でございますが、右上にございますとおり、別々のネットワークであり、運用管理の体系が異なること。インターネット等の外部ネットワークへは、それぞれ別に接続していること。別々のネットワークを統合する場合、情報セキュリティ面で問題が生じやすいこと。香川町では、基幹系LANと情報系LANを物理的に分けているのに対し、高松市は同一LAN上で構築しており、セキュリティ対策の手法も異なっていること、の4点が挙げられます。

対応策でございますが、香川町の全庁LANを高松市の全庁LANに統合する。外部への接続は、現在、高松市が接続している回線に統合する。統合に当たっては、セキュリティ対策に万全を期することとしておりまして、調整案といたしましては、「高松市の庁内LANに統合する。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の14ページをごらんいただきたいと存じます。

ただいま附属資料で御説明いたしました調整結果に基づく提案内容でございますが、ページの中ほどにございますように、「電算システムについては、高松市の電算システムに統合する。統合に当たっては、合併時の稼働を目途とするが、当初から統合を必要としないものについては、住民サービスの低下を招かないよう、運用等において適切に調整するものとする。ただし、高松市にないシステムについては、香川町のシステムに必要な改修を加え使用する。」というものでございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと存じます。

15ページには、この電算システム事業についての先進地域の事例といたしまして、平成11年度以降に編入合併いたしました先進地域10市の状況を記載しております。

また、次の16ページにおきましては、現在、合併協議を進めております中核市の事例を記載しております。いずれの市におきましても、編入する市のシステムに統合することということで確認がされております。

以上で協議第18号電算システム事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第18号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第18号につきましても、次回会議で改めて質疑、協議等を行い、意思集約を図ることといたします。

次に、協議第19号病院事業（協定項目第24-12号）についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料17ページをごらんいただきたいと存じま

す。

協議第19号病院事業についてでございます。

この病院事業につきましても、提案内容の説明の前に、その調整内容を附属資料で御説明申し上げます。

附属資料の20ページをごらんいただきたいと存じます。

附属資料20ページでございます。「病院事業について」に関する資料でございますので、4項目でございます。

次の21ページをお開き願います。

まず、管理運営等の概要について御説明申し上げます。

両市町には、それぞれ高松市民病院、香川病院がございますが、1の管理運営に記載のとおり、高松市民病院は、地方自治法による自治体病院として、地方公営企業法の適用により運営いたしております。

一方、香川病院につきましては、国民健康保険診療施設として国保病院事業特別会計により、同じく地方公営企業法の適用により運営をいたしております。

なお、所在地、敷地面積、建築年月日等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

これらの問題点・課題でございますが、ページの右上に記載のとおり、両病院の設置根拠が異なることが挙げられております。

対応策でございますが、施設管理、診療報酬請求などは、医療法等により病院ごとに対応することとなっておりますことから、高松市民病院と香川病院については、地方公営企業法一部適用病院として、それぞれ独立して運営する。市立病院が2カ所となることから、これを統括する部署の設置により運営するものとし、管理運営体制等については、合併時まで調整するものとするというものでございます。

調整案といたしましては、「香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。」としたところでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

診療内容等について御説明申し上げます。

現況でございますが、高松市民病院と香川病院には、ごらんのとおり病床数、診療科目、外来患者数、入院患者数のいずれにおきましても差異がございます。

これらの問題点・課題でございますが、ページ右上にございますように、高松市民病院

は、平均在院日数 21 日以内の急性期病院としての医療を行っておりますが、香川病院は、平均在院日数 28 日以内の中等度の急性期病院の医療を行っており、機能及び規模等に差異があることが挙げられております。

対応策でございますが、両病院の特性を生かした医療を実施するものとするところとしまして、調整案といたしましては、「両病院の現状のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、23 ページをお開き願います。

予算・決算でございます。

現況でございますが、平成 15 年度の決算、16 年度予算、運営形態につきましては、資料に記載のとおりの方況でございますが、両病院とも会計方式は企業会計方式を採用いたしております。

問題点・課題でございますが、右上でございますように 2 点ございまして、両病院は、地方公営企業法の一部適用病院であります。香川病院については、国民健康保険法による診療施設であるため、両病院の運営形態に差異があること。また地方公営企業法では、病院事業は一地方公共団体につき一つであり、会計も一つとする必要があることが挙げられております。

対応策でございますが、運営形態については、両病院の現状のとおりとし、病院事業として会計を一つとする。予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とするとし、調整案といたしましては、「予算・決算については、病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。」としたところでございます。

続きまして、24 ページをごらんいただきたいと存じます。

指定等でございます。

現況でございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、高松市民病院は急性期病院、香川病院は中等度の急性期病院を目指してございまして、それに伴う指定及び施設基準となっております。

対応策でございますが、指定等につきましては病院ごとに届け出ることになってございまして、両病院の規模及び特性を考慮し、現状のとおりとするとし、調整案といたしましては、「両病院の指定等については、現状のとおりとする。」としたところでございます。

以上が調整内容でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の 17 ページをごらんいただきたいと存じます。

17ページでございます。ただいま附属資料で御説明申し上げました調整結果に基づく病院事業についての提案内容でございますが、中ほどでございますように、「香川病院については、国民健康保険法による国民健康保険診療施設として、高松市に引き継ぐものとする。」というものでございます。

続きまして、18ページをお開き願います。

18ページには、病院事業についての先進地域の事例といたしまして、編入合併した10市の状況を記載しておりますが、10市のうちで病院事業が協議をされた市は3市でございます。資料には、このうちの大船渡市と呉市の事例を記載しておりますが、いずれも現行のとおりとする、あるいは引き継ぐものとするということで、編入される自治体の病院事業を引き継ぐことといたしております。

次に、19ページでございますが、19ページには、現在、合併協議が進められております中核市の事例を記載しております。いずれの市におきましても、基本的には編入される自治体の病院事業を引き継ぐことを確認いたしております。

以上で協議第19号病院事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第19号につきまして、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

どうぞ。

初瀬委員 初瀬でございます。

先ほど、詳細に御説明をいただいたわけでございますが、この協定項目の2段目、「高松市に引き継ぐものとする」の文言に、私は、ぜひ高松市に引き継ぎ、「存続するものとする」と、こういう文言を入れていただきたい。なぜならば、この「引き継ぐものとする」だけでは、香川病院をどうするか、はなはだ、これから廃院になるのかどうか、非常に不透明であると同時に、町民の皆様にも大変不安感を与えるのではないかと、かように思うわけでございます。

それと、香川病院の高松市南部における位置づけをちょっとお話しさせていただきますと、まずこれを、香川病院を利用していただいている来院患者さんの町名を私は調査いたしましたところ、香川町民の皆さんで約71%、近隣の塩江、香南、綾上、綾南の4町の合計で約15.6%、高松市さん、西植田、東植田の方々が主かと思えます。それと、山田の一部が入っておられるかと思うんですが、約9%、その他3.8%という利用をして

いただいております。中山間部の患者の利用が実に86.6%を占めておられるわけでございます。その上に、救急患者数が年間、ややダウン気味ではございますが140件、時間外診療件数において年間2,775件の御利用をいただいて、利用者も大変多く、香川町並びに近隣の住民の皆さんにとりましては、生命を守り、安心していくには、なくてはならない病院になっております。

また、香川町民の40歳から70歳までの町民全員に対しまして、希望者に対し、成人病総合検診を毎年実施し、町民の成人病の早期発見に効果を上げておるのでございます。

そういうことで、今、高松市さんにおかれましても、県におきましても、県立、市立のそれぞれの病院の見直しが水面下で行われていることも、私、承知しておるのでございます。万一、この新設総合病院が香川町の近辺に来るのであれば、協定項目の見直しということで、それまではぜひ、先ほども申し上げましたように、香川病院を引き継ぎ、存続するものとする、変更、追加をしていただきたいと思いますのでございます。

以上、要望いたしたいと思っております。以上です。

議長（増田会長） 事務局からお答え申します。

事務局長 部会の方から説明の必要があれば、またしますけれども、ただいま合併協定項目における調整結果の文章表現についての御意見でございますので、事務局の方からまず説明をさせていただきます。

さまざまな合併協定項目において、ただいま提案をいたしておりますような「引き継ぐものとする」というものは、たくさん出てこようかと思っております。基本的に、引き継ぐということは、引き続いてそのまま運営すると、あるいは実施するということが基本になります。そのまま、しない場合は、その前段部分で前提条件とか、さまざまな配慮をする事項が入ってくるわけございまして、そのような趣旨で調整をさせていただいております。

ただいま申し上げましたように、引き継ぐという表現での確認内容といたしましては、何も条件が付されていない場合は、そのままの状態で引き続いて事業を実施するという趣旨でございまして、当然、存続することになるものというふうに理解をいたしておりますし、附属資料の21ページの対応策においても、病院については、それぞれ独立して運営する、あるいは管理運営体制等については合併時まで調整する。それから、22ページでは、両病院の特性を生かした医療を実施する。あるいは、23ページでは、予算・決算については病院ごとに作成し、一つの病院事業会計とする。24ページについても、両病院の規模及び特性を考慮し、現状のとおりとする、というようなさまざまな対応策がござ

いまして、それを前提として最終的に引き継ぐんだということでございますので、そのような表現にいたしております。

したがいまして、「引き継ぐものとする」ということと、「引き継ぎ、存続する」ということの二つの表現を、すべてにおいて使い分けするということは、これはできないものでございますので、その点御理解をいただきたいというふうに思います。

それから、もう一つ、将来起こり得るかどうかわからないことを、現時点で仮定のこととして表現しておくことは、合併協議のあり方としては適切ではないという、そういうような考え方もございまして、種々御意見ありましたけれども、協議、検討した結果、そのような表現にすることとしたものでございます。

まず、その点、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

議長（増田会長） どうぞ。

初瀬委員 ありがとうございます。

今、事務局長さんのお話によりますと、「高松市に引き継ぐものとする。」ということは、引き続き存続するものというような意味合いが含まれておると、このように解釈をさせていただきます、このように思いますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） はい、議事録にも当然入ると思いますんで。

どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

今、初瀬委員の方からも発言がありましたように、香川病院をめぐっては、実は6年ほど前に、それまでの深刻な赤字の状態、これをどうやって立て直すか、あるいはもう廃止するんか、そういうことが論議になりました。以来、香川町の議会で病院問題の再建のための特別委員会をつくって、病院の立て直しということ、当局と議会と協力、一致して取り組んだ結果、その後、非常に改善が進みました。また、その際、住民からの存続してほしいが、という大変大きな要請もあって、現在では医療施設の改善、建物から医療機器の入れかえまで、相当、大幅に改善も進んでいます。

そういう住民の思い入れ、また、議会でもそういった取り組んできた経過からも、これをそのまま持ち帰ったときに、議会で相談したときに、将来の保全の保証はどういった形でされるんかということが相当強く意見が出てくるんじゃないかと、非常に難しい一つの課題の表現の方法をめぐっての論議も、また起きてくるんでないかということも予想され

ます。

そういうことから、できれば、できるだけ安定的に引き継いでいけるような文章表現を取り入れていただけたらと願っております。

以上です。

議長（増田会長） ほかにございますか。

どうぞ。

溝渕委員 香川町の溝渕でございます。

先ほどから、私方の二人の委員から要望されましたですけども、私も香川病院については、地元の町民が安心して暮らせる地域にしたいという気持ちと、もう一つは、だんだん老人の方が増加してきております。緊急の場合の、やはりよりどころということも大事だと思います。

せんだって、一つ事例を申し上げますけれども、ある男性の方が、仕事に出かけようとして自宅から出たところ、胸が苦しくなったということで家の方へ帰ってきて、胸が苦しいがということで119番して救急車をお願いしたんですけども、そのときに、ちょうど電話しようときに、電話してる方の家の前に入った救急のために、救急車が前へ走っていったと。ほんで、消防署の方では、今、出たところだからすぐは行けませんと。それで、他のところからまおうとすれば、約20分ぐらいかかるということで、それじゃいたし方ないということで、奥さんが主人を自動車に乗せて香川病院へ運んだんでございますけれども、これも心筋梗塞のようございまして、途中の対応ができておりませんので、病院に着いて、救急として入っておりませんので、医者が待機してなかったという点もございまして、その方は亡くなられたというようなことがございました。そういうようなことで、やはり近くに病院があるということは大事でございます。

それと、もう一つは、それに関連した救急体制というのも大切だということで、香川町としては、だんだん老人がふえてきておりますので、心のよりどころとしても大事だと思いますので、今後とも存続するという点において、御理解ある項目にさせていただきたいと思っております。

よろしく願いいたします。

議長（増田会長） わかりました。

ほかにございますか。

どうぞ。

井原委員 井原です。

附属資料の22ページの対応策のところ、現在の高松市民病院と香川病院の、今後、合併に伴いどうするかという議論ですが、対応策の具体的中身では、両病院の特性を生かした医療を実施するというので、これは、僕は、至極いいことではないかと思うんですが、問題は、特性とは何かということをもう少し具体的に御検討いただけたらなというふうに思うんです。

ちょっと補足した理由を申し上げますと、例えば、現在の市民病院と香川病院というのは、診療科目についてもかなり差があって、ただ名称だけ見ますと、高松市民病院で書いていることは全部入っちゃうわけですね、香川病院の方はね。でも、これは名称だけの問題で、何か違いがあるのかとか、こういう高度なものがあるとか、何かそういう違いを出さないと、ただ単に、香川病院の診療科目は高松市民病院の部分集合にすぎないみたいにとられがちだと思いますので、そこをちょっと注意していただけたらということが1点。

それからもう一つは、病院というのは地域住民にとって非常に重要なテーマではないかと思しますので、ただ、現在のままで続けていいものかどうか、もう少し新たな対応っていうのが今後出てくるかもしれないということで、当面の対応と将来の展望もあわせて検討していただきたいなというふうに思うんです。

その理由として、まず経営の問題で、次の附属資料の23ページを見ますと、高松市側、香川町側、両病院ともに経常収支、資本収支、赤字になってますね、15年度の実績で。これは先ほどのお話で、香川病院等については、かなり御努力なさってここまで赤字幅が縮小してきたように承ったんですが、将来どうかというと、これ現在なお一般会計からの持ち出しみたいなものがあるって、赤字がずっと続くとすれば、今後どうなっていくのか。そういう意味では、病院の機能の特化とか特徴づけということが非常に重要なテーマになってきますので、こういう経済的な面でいいですかね、運営っていった方がいいのかもしませんが、地域住民にプラスになるような運営のあり方っていうことをさらに踏み込んでやっていただかないと、あるがままの存続だとかということでは、将来に禍根を残すのかなという感じがいたします。

それから、もう一点大事なことは、もし、これが合併することによってどうなるかっていうときに、さらに現在の市民病院だけじゃなく、あるいは香川病院だけじゃなくって、さらに、例えば県立の中央病院であるとか、あるいは赤十字病院であるとか、香川大学の医学部の附属病院であるとか、いろいろな病院がありますね。そういうものとの対応をど

うするのかということで、決して現在の香川町内にある香川病院だけという、そういうものだけじゃなくて、もっと近づきやすさとか、アクセシビリティの議論だとか、そういうことも注文をつけて、やはり合併することによって、これまで得られなかったような高度な医療サービスが受けられるような配慮、これもぜひ、あわせて考えていただけたらありがたい。

そういう意味から、当面、合併に伴う対応策としては、両病院の特性を生かすという文言は、非常に、私はすばらしいことだと思いますが、具体的内容についてはまだ十分検討される必要があるんじゃないのかなという、そういう感想を持った次第ですので、今後の御検討をお願いしたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） 事務局から何かありますか。特になければもう……。

はい。

事務局次長（加藤） そしたら、若干補足説明させていただきます。

先ほど、今回、病院事業の調整ということで、引き継ぐものとする、あるいは存続云々ということございましたが、各種事務事業の調整とあわせまして、現在、建設計画の作成作業を進めております。その中で、福祉・医療の分野の中で、合併後10年間という期間の中で香川病院がどうあるべきか、どのようにするかということが位置づけられますので、今回提案いたしておりますが、このように調整結果を踏まえて、もう少し香川病院、今後10年間にどうなるかということは建設計画の中で具体的に明らかになると思いますので、その計画をできるだけ早く提案したいということで作業を進めております。またその中で御議論をいただければと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） 特に何か。

特性の関係は今のところはない。わからん。特に著しい違いとか、どういう方向を目指すとかというのがあれば、この場で。

藤田健康福祉部会委員 高松市民病院の事務局長の藤田でございます。

今、委員さんの方から御質問ございましたけども、平成10年から高松市民病院の将来計画というのを、検討を庁内でいたしております。そういうことで、今、そのタイトルが、あり方検討委員会ということに16年から変わったわけでございますが、市民病院の、先ほど委員さんから御指摘のあったような、いわゆる運営の状況、さらには特徴づけ、そういったものを含めまして、全般的な見直しを今やっておりますのでございます。

市立病院に香川病院もなられますが、そういう中で、あわせて市の病院事業としての検討がなされるのかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ御意見ございましたら。

どうぞ。

富田委員 香川町の富田です。

今、事務局から説明があったんでは、病院事業については建設計画の中で具体的に煮詰めていくということですか。

議長（増田会長） 事務局からどうぞ。

事務局次長（加藤） 現在、先ほど議論がありました引き継ぐとか存続する、この意味合いはいろいろあると思うんですが、表現上の問題というふうに受けとめておりますが、じゃあ10年間の間に、この香川病院をどのようにしていくのかと、もう少し幅広い観点で、建設計画の中で、その位置づけなりが記載されますので、そこでそういう十分議論をする機会といいますか、機会はあるという趣旨で御説明申し上げたところでございます。

議長（増田会長） ほかに、どうぞ。

よろしいですか。

どうぞ。

大塚委員 香川町の大塚です。

先ほど、市民病院事務局長さんの方からも、将来計画の検討中というお話がございましたけれども、実は香川病院、一時期、それまでの赤字が黒字に転換をするという画期的な成果も上がったんですけども、ところが、この合併協議が具体化する中で、実はドクター間で、高松市民病院も身売りするかもわからないとか、あるいは今、将来どうするかということをめぐる議論がされてるんだというふうな話が、ドクター間で伝わってきた結果、香川病院の非常に名医ということで患者さんからも大変頼られていた医者が、それまでは香川病院が存続される限り香川病院に骨を埋めるつもりで、大変、年の若い整形外科の医者だったんですけども、アメリカ留学から帰って香川病院へ来てくれて、そういう本人の気持ちで患者に大変尽くされていたんですけども、ところが、これでは将来病院の方が先になくなるんでは、まだ将来、年からいっても働かなければならないのに困るがということだったようです。そういうことで、昨年度の年度末でやめられたという経過があったんです。それは1人の医者ではありましたが、その他の職員の中にも、やはりそう

いった危惧感が広がったということで、大変、病院の最近の実績にもかなり影響が出てきている状況なんです。

そういうこともあって、このままで香川町の議会に持ち帰ったときに、議会の中で、将来は、どうなっていくんだということがかなり論議になる項目でないかと思うんです。

そういう事情もありますんで、ぜひ、いろんな形で、建設計画の中で煮詰められるんも、これも大変私たちも期待もしていますし、それから協議会での表現の方法、何らかのちょっと手だてをしていただけないだろうか。それによって大きく現在の病院の運営そのものにも影響する内容でもありますんで、ぜひ、その点をお願いしておきたいと思います。

なお、詳しいことについては、持ち帰って議会でも論議の上で、また次回のときに述べさせていただきたいと思います。

以上です。

議長（増田会長） どうぞ。

溝渕委員 香川町の溝渕でございますけれども、これは参考までにお尋ねしたいんですけども、塩江町の塩江病院がございますけれども、これとの関連はどういうようになっておりますか、お聞かせ願いたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 関連ということになりますと……。

協定項目、調整内容については、塩江についてもこの提案のとおりですが、関連ということは、機能の関連ということでしょうか。合併協議の……。病院機能、施設機能の関連については、ちょっと部会の方から説明ができるのであればお願いをしたいんですが。

議長（増田会長） 文言のことでしょ。同じような表現かどうかということ。それ以外も……。

溝渕委員 今、先ほど出た、自治体は1病院だということをおっしゃっておったんですけども、今の市民病院と香川病院は一つの病院会計で、それぞれの立場で会計をやっていくということでございますんですけども、塩江病院は病院会計の中でののかということなんですけども、同じような。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 23ページ、対応策のところには書いてありますが、両病院の現状のとおりとし、病院事業として会計を一つとする。これは法律上の要件等もございますので会計を一つに

するということですが、それぞれを独立採算させるという意味で別々に予算、決算もつくるとのことでの調整です。これについては塩江病院も同じでありまして、それが全部合併いたしますと、高松市民病院に三つの病院があると、それは全体としては市民病院であるということになるかというふうに思っております。

以上です。

議長（増田会長） 協議第19号につきましては、次回会議でも改めて質疑、協議を行い、意思集約を図ることといたしておりますので、今、いろいろな御意見がありましたのは、今後、引き続き幹事会等でさらに御議論いただき、次回会議に意思集約ができるように期待いたしておりますので、よろしく申し上げます。

それじゃあ、次に移らせていただきます。

会議次第5 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について

議長（増田会長） 次に、その他の（1）の高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明いたします。

附属資料の後にとじております別紙1という一枚ものの資料をごらんいただきたいと存じます。

別紙1でございます。合併協定項目の協議状況でございます。

前回の第9回の会議で、それまでの委員さんからの御要望等も踏まえまして、高松市が近隣町と設置しております六つの合併協議会の協定項目ごとの協議状況を資料として提出いたしました。本日は、その後の各合併協議会での協議状況も反映いたしました。本日10月1日現在の協議状況ということで資料を提出させていただいたものでございます。

なお、内容の説明につきましては、恐縮ですが省略をさせていただきます。また後ほどごらんいただければと存じます。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。よろしくお願いたします。

議長（増田会長） ただいまの説明について、御質問、御意見等がございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会議次第5 （2）高松市・香川町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） それでは、ないようございましたら、次に（2）の高松市・香川

町合併協議会会議の開催予定について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料20ページをごらんいただきたいと存じます。

（2）の高松市・香川町合併協議会会議の開催予定でございます。

次回の第11回会議につきましては、今月、10月20日水曜日でございますが、午後1時30分から高松市役所の会議室で開催を予定いたしております。

なお、会議の御案内状につきましては、協議事項を記載した上で、おおむね1週間前に送付いたしたいと存じますので、よろしくお願いを申し上げます。

事務局からは、以上でございます。

議長（増田会長） 以上でその他を終わりますが、せっかくの機会でございますので、皆様方の方で何かございましたら御発言を願いたいと存じます。

どうぞ。

富田委員 香川町の富田です。

せっかくの機会ですので、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけども、実は香川町で、28日でしたか、合併問題特別委員会の中で、議員の定数とか任期とか、あるいは地域審議会とかというようなことについて、うちの助役の方から、1市6町の幹事会があったと、その報告を受けたんですけども、私は地域審議会のことをちょっとお尋ねするんですけども、各町で地域審議会を設けるか否かについては順次検討をなされていくことだろうと思うんですけども、そういった中で、私は総合的に機能する地域総合事務所というのを、どういう意味合いのものであるかということについて、先進事例等があるかと思っておりますので、事務局の方からお答えいただいたらと思うんですけども。

議長（増田会長） 事務局から、どうぞ。

事務局長 地域審議会に関連して、地域総合事務所というような御発言があったんですが、ちょっと、その表現については承知をいたしておらないところでございます。

特定のイメージが何かおありでしたら、ちょっと説明をしていただければありがたいんですが。

富田委員 済んません、富田です。

私は、ある新聞とか、合併に関するいろんな本を読んでおりますと、例えて言いますと、香川郡のような、塩江町あるいは香南町、香川町と、歴史的に文化とか人の交流とか非常に盛んで、密度の高い交流をしておる地域について、高松と合併して、その後の建設

計画等もございましょうし、それから、その地域における、いろんなトラブル等もあるだろうし、例えての話ですけど、現場を主体にした、この3町で地域の総合事務所をこしらえて、そこで現場即決といいますか、現場処理とかといいますか、そういったことに寄与できるのではなからうかなというような感じで、何か兵庫県かどっかでそういうような事例があるようでございますけれども、そういったことが詳しく御存じであればお聞きしたいなと、こない思いまして質問したんです。

議長（増田会長） ちょっと、それは私も承知してないんで、調べて次回にでも説明...  
....

事務局長 調べますけれども、今、ちょっと御発言の趣旨全体、聞いておりますと、事務組織、機構の問題かなというふうに思っております。だから、全国的に従来から、ずっと昔からあるような支所の機能をどうするかというようなことかなというふうに思っております。それについては、今後、調整を行っていくということになっておりまして、今ここで事務局の立場で説明できる状況には至っておりません。

なお、春ぐらいの合併協議会において、御説明をいたしましたけれども、合併特例法の改正によりまして地域自治組織というものが三つのパターンができたというようなことについては、この協議会で御説明をさせていただいておるところでございます。

ただいま御指摘いただきました地域審議会のことについては、先般の1市6町の合同幹事会において、高松市側から、このようなことで協議をしたいということでの提案があったということでございますので、地域審議会というのは、審議会という組織でございますので、地域にかかわるさまざまな問題、特に合併に係る建設計画の進行状況等について協議を行う組織ということでございまして、役所の事務を行う組織とは、また違うというようなことでございますので、その点もちょっと補足をさせていただきたいというふうに思っています。

以上でございます。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

初瀬委員 合併協議会も10回を迎えまして、だんだん協議事項も核心に入ってきたわけでございますけれども、一番肝心の、私ども香川町の町民の皆さんが御関心を持っております、これからの香川町の位置づけ、香川町の建設計画、それに伴う財政面の裏づけ、また合併特例債の起債が、1市6町でどれぐらいになるもんか。それとまた、この配分が

どれぐらい香川町に投入できるか等々、まだ、ここらの未解明なところがたくさんあって、これからの市にかかるんでございますけれども、これらのはっきりしたことは、もう12月まであと3回の合併協議会、それでもう1月には恐らく住民説明会を開いていかなくちゃいけないと、町長さんも、そんなおつもりでおるかと思うんでございますけれども、そういうようなこれからの予定、スケジュール、今、言いよる建設計画、特例債の問題等々については、いつごろ住民にはっきり明示できるかどうか。御明示いただけるようでしたら、ここでちょっとお話しいただきたいと思います。

議長（増田会長） 事務局からお答えします。

事務局長 ただいまの御指摘、御意見いただきました合併特例債を含む全般的な財政問題、あるいは建設計画に絡む問題だというふうに理解をいたしますけれども、これについては、今後、速やかに協議調整を行いまして、この協議会に提案できるよう準備を進めているところでございます。

なお、合併特例債については、ただいま御意見いただきましたが、それをどのように配分するかという、配分するという考え方自体、ちょっとなじまない問題であるということでございます。といいますのは、合併協議によってさまざまな合併後のまちづくりに関する事業が出てきます。それを実施するための財源確保方策の一つとして、優遇措置として合併特例債があるということでございます。

なお、合併特例債については、借金でございますので、できるだけ抑えるということが今後の健全財政を維持するためにも、必要かなというふうに考えておるところでございます。それをどのように対応していくかということについては、建設計画における事業の位置づけ等を踏まえながら、関係市町で協議調整を行っていくということになりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

初瀬委員 はい、ありがとうございました。

議長（増田会長） ほかにございませんでしょうか。

どうぞ。

森谷委員 高松の森谷です。

この場でお聞きしてどうかと思うんですけど、せんだって、香南町の町長選で、御存じのとおりの結果になったんですけども、香川町さんと香南町さんと2町合併ということも模索されてたやに伺っております。ちょっと町長さんと議会の皆さんのお考えを、どうさ

れるのかなと素朴に思っておりますので、ちょっとお答えできる範囲で結構ですので、教えていただければと思います。

岡副会長 香川町長の岡でございます。

2町の合併、私の町の住民が2町で合併したいということで香南町の方へ申し出たわけでございます。ですから、私の町としましては、香南町さん側のお答えを待ってるという状態でございますので。

ただ、香南の町長さんは、高松市と合併するということが当選されておりますので、私の感じでは、多分そういう方向に向いていくんでないかなと。方向というのは、2町合併はもうなくなるんでないかなというような予測をしておりますが、それはもう香南町さん側のお答えを待つのみでございますので、そういうことでございますので御理解いただきたいと思っております。

御厩委員 先ほど、町長さん申しましたように、相手があることでございますし、これは香川町の議会と香南町の議会が議決もしておる問題でございます。単純に私がどうなるだろうとか、どうせないかんとか、今、ここでは申し上げるわけにはいきませんが、今、香南町の議会でも真剣にお話し合いされておると思っております。私の方の議会でも、もう一遍話をせないかんと思っております。ほいで、両者寄りまして、正式な立場で皆さん方に近いうちには御報告できると思っておりますので、きょう、こうする、ああするというのはちょっとこらえてください。

議長（増田会長） ほかに、ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） それじゃあ、このあたりで本日の会議を閉じさせていただきたいと思っております。

皆様方には、長時間にわたり御協議賜り、ありがとうございました。

高松市・香川町合併協議会第10回会議を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

午後 3時30分 閉会

会議録署名委員

委員

大橋光政

委員

山本宏美